

オンブズマン制度の特色と機能～制度導入の必要性と課題

宇都宮 深志

〔東海大学政経学部教授〕

オンブズマンは、一般的に、市民の権利利益の擁護者として行政当局に対する市民の苦情を受理し、その処理にあたり、行政から被った被害に対して救済措置を講じる公職である。また、オンブズマンは各行政機関を監察し、行政執行が公正に行われているか否か監視の目を光らせている。

1809年、スウェーデンにおいて世界で最初に創設されたオンブズマン制度は、今日多くの国や地方に採用され世界に普及発展している。我が国においてもオンブズマン制度の導入問題が以前から論議され、その制度化への提言がなされている。一方地方では、川崎市が全国では、初めて1990年11月から市民オンブズマンが任命され、その後制度を導入する自治体が続いている。

1. オンブズマン制度の沿革

- (1) 世界への普及と進展
- (2) 我が国におけるオンブズマンの制度化の取り組み

2. オンブズマン制度の特色と機能

- (1) オンブズマン制度の特色
- (2) オンブズマンの機能と役割
 - 1) 行政統制・行政監視機能
 - 2) 苦情の受理と処理機能
 - 3) 行政改善機能

3. オンブズマン制度導入の必要性と課題

- (1) オンブズマン制度導入の必要性
- (2) オンブズマン制度導入の可能性
- (3) オンブズマン制度導入の課題
 - 1) 議会型か行政府型か
地方で導入する場合には、地方自治法上の位置づけ
 - 2) 制度の名称
 - 3) 任命 任命の手続き、資格要件(兼職禁止)、任期

- 4) 構成 単数制と複数制, 単独処理の原則と合議制
- 5) 管轄範囲と適用除外
- 6) 調査権限と調査対象行為
- 7) 苦情調査手続きとアクセス
- 8) 独立性の保障
- 9) 事務局の独立性の確保